市第 120 号議案

横浜市国民健康保険条例の一部改正

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月16日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例(番号)

横浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

横浜市国民健康保険条例(昭和35年12月横浜市条例第35号)の一部を次のように改正する。

目次中「国民健康保険運営協議会」を「横浜市国民健康保険運営協議会」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 横浜市国民健康保険運営協議会

第2条を次のように改める。

(横浜市国民健康保険運営協議会)

- 第2条 法第11条第2項の規定により本市に設置する協議会の名称 は、横浜市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。) とする。
- 2 協議会の次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定める数とする。
 - (1) 被保険者を代表する委員 7人
 - ② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 7人
 - ③ 公益を代表する委員 7人
 - ⑷ 国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第3条第1

項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 2人 第11条第2項中「。以下「高齢者医療確保法」という。」を削る

第12条第1項中「第72条の5」を「第72条の5第1項」に改める

第12条の2第1項を次のように改める。

保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第1号に規定する基礎 賦課額をいう。以下同じ。)
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)第13条を次のように改める。

(基礎賦課総額)

第13条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第19条の2第1項の規定により基礎賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定めるものとする。

- (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担 金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院 時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費 、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費 の支給に要する費用の額の合算額
 - イ 国民健康保険事業費納付金(法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等(法第69条に規定する後期高齢者支援金等をいう。以下同じ。)及び介護納付金(同条に規定する介護納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額
 - ウ 特定健康診査等に要する費用の額
 - エ その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国 民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に 要する費用を除く。次号ウにおいて同じ。)の額
- ② 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法第72条の4第1項の規定による繰入金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ウにおいて同じ。)に係るものを除く。)の額
 - イ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の 額

ウ その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国 民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の 納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第 1項の規定による繰入金を除く。)の額から第22条の規定に よる基礎賦課額の減免の額の総額を控除した額

第14条の見出し中「保険料の」を削り、同条第1項中「同一世帯」を「世帯主の世帯」に改め、同条第3項中「540,000円」を「国民健康保険法施行令第29条の7第2項第9号に規定する額」に改める。

第16条第1項第1号中「保険料の」を削り、同項第2号中「保険料の」及び「の初日」を削る。

第16条の2を次のように改める。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

- 第16条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第19条の2第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定めるものとする
 - (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用(神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担 する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限 る。次号において同じ。)の額
 - ② 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 法第72条の4第1項の規定による繰入金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
- イ その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国 民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の 納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第 1項の規定による繰入金を除く。)の額から第22条の規定に よる後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額を控除した 額

第16条の3第1項中「同一世帯」を「世帯主の世帯」に改め、同条第3項中「190,000円」を「国民健康保険法施行令第29条の7第3項第8号に規定する額」に改める。

第16条の6第1項第2号中「の初日」を削る。

第16条の7を次のように改める。

(介護納付金賦課総額)

- 第16条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2 第1項の規定により介護納付金賦課額の被保険者均等割額を減額 するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含 む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1 号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した 額の範囲内で市長が定めるものとする。
 - (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用(神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担 する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号 において同じ。)の額
 - ② 当該年度における次に掲げる額の合算額

- ア 法第72条の4第1項の規定による繰入金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
- イ その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国 民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の 納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第 1項の規定による繰入金を除く。)の額から第22条の規定に よる介護納付金賦課額の減免の額の総額を控除した額

第16条の8第1項中「同一世帯」を「世帯主の世帯」に改め、同条第3項中「160,000円」を「国民健康保険法施行令第29条の7第4項第8号に規定する額」に改める。

第17条第1項第1号中「保険料の」を削り、同項第2号中「の初 日」を削る。

第17条の2中「当該世帯」を「世帯主の世帯」に改める。 付則第3項を削る。

付則第4項中「同条第1号」を「「第1号」とあるのは「付則第3項の規定により読み替えられた第1号」と、「第2号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた第2号」と、同条第1号ア」に改め、「給付に要する」を削り、「同条第2号中「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第36条第1項の前期高齢者納付金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、同条第3号中「前2号」とあるのは「付則第4項の規定により読み替えられた前2号」」を「同号イ中「神奈川県」とあるのは「神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、神奈川県」と、同号エ中「次号ウ」とあるのは「付則第3項の規定により読み替えられた次

号ウ」と、「額」とあるのは「額(退職被保険者等に係る療養の給 付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を 控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併 用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療 養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川 県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納 付金の納付に要する費用(神奈川県の国民健康保険に関する特別会 計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要 する費用に充てる部分に限る。) 及び退職被保険者等に係る国民健 康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)」と、同条 第2号イ中「法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付 金」とあるのは「国民健康保険保険給付費等交付金(法第75条の2 第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。以下同じ。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法第70条第1項に規 定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るもの を除く。)」と、同号ウ中「第72条の3第1項」とあるのは「附則 第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項」と 「繰入金」とあるのは「繰入金及び国民健康保険保険給付費等交 付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限 る。)」」に改め、同項を付則第3項とする。

付則第5項中「付則第5項」を「付則第4項」に、「付則第6項」を「付則第5項」に、「同一世帯」を「同一の世帯」に、「」とする」を「」と、「第29条の7第2項第9号」とあるのは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第2項第9号又は同令附則第4条第2項第6号」とする」に改め、同項を付則

第4項とする。

付則第6項中「同一世帯」を「世帯主の世帯」に改め、同項を付 則第5項とする。

付則第7項中「付則第5項」を「付則第4項」に、「付則第10項」を「付則第9項」に改め、同項を付則第6項とする。

付則第8項中「付則第6項」を「付則第5項」に、「付則第10項」を「付則第9項」に改め、同項を付則第7項とする。

付則第9項中「付則第6項」を「付則第5項」に改め、同項を付 則第8項とする。

付則第10項中「「保険料」とあるのは「一般被保険者に係る保険料」と、」を削り、「同令第29条の7第2項第4号ただし書」と」の次に「、「同号ただし書」とあるのは「同令附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第2項第4号ただし書」と」を加え、「付則第10項」を「付則第9項」に改め、同項を付則第9項とする。

付則第11項中「「における」とあるのは「における高齢者医療確保法第118条第1項の後期高齢者支援金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」」を「「第1号」とあるのは「付則第10項の規定により読み替えられた第1号」と、「第2号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた第2号」と、同条第1号中「部分」とあるのは「部分であって、神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」と、「次号」とあるのは「付則第10項の規定により読み替えられた次号」と、同条第2号イ中「第72条の3第1項」とあるのは「附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3

第1項」」に改め、同項を付則第10項とする。

付則第12項中「付則第12項」を「付則第11項」に、「付則第13項」を「付則第12項」に、「同一世帯」を「同一の世帯」に、「」とする」を「」と、「第29条の7第3項第8号」とあるのは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第3項第8号又は同令附則第4条第3項第6号」とする」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第13項中「同一世帯」を「世帯主の世帯」に改め、同項を付 則第12項とする。

付則第14項中「付則第12項」を「付則第11項」に、「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項を付則第13項とする。

付則第15項中「付則第13項」を「付則第12項」に、「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項を付則第14項とする。

付則第16項中「付則第13項」を「付則第12項」に改め、同項を付 則第15項とする。

付則第17項中「「後期高齢者支援金等賦課総額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」と、」を削り、「同令第29条の7第3項第4号ただし書」と」の次に「、「同号ただし書」とあるのは「同令附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第3項第4号ただし書」と」を加え、「付則第17項」を「付則第16項」に改め、同項を付則第16項とする。

付則第18項の見出し中「平成25年度以後の各年度における」を削り、同項中「平成25年度以後の各年度における当該世帯」を「当分の間、世帯主の世帯」に、「付則第7項」を「付則第6項」に、「付則第14項」を「付則第13項」に、「付則第8項」を「付則第7項

」に、「付則第15項」を「付則第14項」に改め、「所得税法」の次に「(昭和40年法律第33号)」を加え、同項を付則第17項とする。 付則第19項から第23項までを削り、付則第24項を付則第18項とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の横浜市国民健康保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課 総額の算定方式を改める等のため、横浜市国民健康保険条例の一部 を改正したいので提案する。

参考

横浜市国民健康保険条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

目次

(第1章省略)

第2章 横浜市国民健康保険運営協議会 (第2条一第4条) 国民健康保険運営協議会

(第3章から第6章まで及び付則省略)

第2章 横浜市国民健康保険運営協議会 国民健康保険運営協議会

(横浜市国民健康保険運営協議会)

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 法第11条第2項の規定により本市に設置する協議会の名称 横浜市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。 は、横浜市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。))の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。 とする。

- (1) 被保険者を代表する委員 7人
- ② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 7人
- (3) 公益を代表する委員 7人
- 2 協議会の次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定める数 とする。
 - (1) 被保険者を代表する委員 7人
 - ② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 7人
 - ③ 公益を代表する委員 7人
 - (4)国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第3条第1項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員2人

(葬祭費)

- 第11条 (第1項省略)
- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき

、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(保健事業)

第12条 本市は、特定健康診査等 (法<u>第72条の5第1項</u>に規定する 第72条の5 特定健康診査等をいう。以下同じ。) を行うほか、これらの事業 以外の事業であって、保険給付又は被保険者の健康の保持増進の ために、必要な事業を行う。

(第2項省略)

(保険料の賦課及び徴収に関する基準)

- 第12条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。保険料の賦課額は、被保険者である世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額(同項に規定する介護納付金賦課額
 - (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第1号に規定する基礎 賦課額をいう。以下同じ。)
 - ②世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支

援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号 に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)

(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保) 険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課 被保険者をいう。以下同じ。) につき算定した介護納付金賦課 額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(第2項省略)

(基礎賦課総額)

- 第 13 条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第 19 条の2 第 1 項の規保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第 19 条の2 の規定により基礎賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場り基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以ることになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第 1 号に掲げる額の見込額か。)は、次に掲げる額の合算額の範囲内で市長が定めるものとすら第2 号に掲げる額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定める。
 - 当該年度における次に掲げる額の合算額 当該年度の初日における療養の給付に要する費用の額から当 該療養の給付に係る一部負担金を控除した額並びに入院時食事 療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問 看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合 算療養費の支給に要する費用の額の総額の見込額から当該費用 に係る国等の負担金に相当する額の見込額を控除した額から法 第72条の4第1項の規定による所得の少ない者の数に応じて国 民健康保険の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額(高齢者医療確保法第118条第1項の規定による後期高齢者支援 金等及び介護納付金(法第69条に規定する介護納付金をいう。 以下同じ。)の納付に要する費用に係るものを除く。)及び法

第81条の2第1項の規定による交付金に相当する額の総額の見込額を控除した額に同項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額の総額の見込額を加えた額

- ア
 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担

 金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院

 時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費

 、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費

 の支給に要する費用の額の合算額
- (法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。) の納付に要する費用(神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等(法第69条に規定する後期高齢者支援金等をいう。以下同じ。) 及び介護納付金(同条に規定する介護納付金をいう。以下同じ。) の納付に要する費用に充てる部分を除く。) の額
- ウ特定健康診査等に要する費用の額
- 工 その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国 民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に 要する費用を除く。次号ウにおいて同じ。)の額
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額 当該年度の初日における高齢者医療確保法第36条第1項の規 定による前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額の見込額 から当該費用に係る国等の負担金に相当する額の見込額を控除

した額

- ア 法第72条の4第1項の規定による繰入金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。ウにおいて同じ。)に係るものを除く。)の額
- <u>イ</u> 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の <u>額</u>
- ウ その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国 民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の 納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第 1項の規定による繰入金を除く。)の額から第22条の規定に よる基礎賦課額の減免の額の総額を控除した額
- (3) 当該年度の初日における特定健康診査等の実施に要する費用 その他の国民健康保険事業に要する費用(前2号に掲げるもの を除く。)の額の見込額から当該費用に係る国等の負担金に相 当する額の見込額を控除した額

(保険料の基礎賦課額)

第14条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(第2項省略)

3 第 1 項の基礎賦課額は、<u>国民健康保険法施行令第29条の7第2</u> 540,000円 <u>項第9号に規定する額</u>を超えることができない。

(基礎賦課額の保険料率)

第16条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 保険料の基礎賦課総額の100分の60に相当する額を保険料の基礎賦課額の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書に規定する厚生労働省令で定めるところにより補正された後の金額)の当該年度における見込総額で除して得た数
- (2) 被保険者均等割 保険料の基礎賦課総額の 100 分の40 に相当する額を当該年度 の初日における被保険者の見込数で除して得た額

(第2項及び第3項省略)

(後期高齢者支援金等賦課総額)

保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第 19条の2第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額の被保険 19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するもの <u>者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額する</u>とした場合にあっては、その減額することになる額を含む。) の こととなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課 総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、当該 総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲 年度の初日における高齢者医療確保法第 118 条第1 項の規定によ げる額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定めるものとする る後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額の見込額から当該 費用に係る国等の負担金に相当する額及び法第72条の4第1項の 規定による所得の少ない者の数に応じて国民健康保険の財政の状 況その他の事情を勘案して算定した額のうち高齢者医療確保法第 118条第1項の規定による後期高齢者支援金等の納付に要する費 用に係るものの総額の見込額を控除した額の範囲内で市長が定め るものとする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する

費用 (神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担 する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限 る。次号において同じ。)の額

- ② 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法第72条の4第1項の規定による繰入金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国 民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の 納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第 1項の規定による繰入金を除く。)の額から第22条の規定に よる後期高齢者支援金等賦課額の減免の額の総額を控除した 額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第16条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、 世帯主の世帯 同一世帯 険者均等割額の合算額の総額とする。

(第2項省略)

3 第 1 項の後期高齢者支援金等賦課額は、 国民健康保険法施行令 190,000 円 第 29 条の 7 第 3 項第 8 号に規定する額 を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第16条の6 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおり とする。

(第1号省略)

② 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の 100 分の40 に相当する額を当該年度 の初日における被保険者の見込数で除 して得た額

(第2項及び第3項省略)

(介護納付金賦課総額)

- 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第19条の2 第16条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額 (第19条の2 第1項の規定により介護納付金賦課額の被保険者均等割額を減額 の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっ するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含 ては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護 む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1 納付金賦課総額」という。)は、当該年度の初日における介護保 号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した 険法 (平成9年法律第 123 号) 第 150 条第1項の規定による介護 額の範囲内で市長が定めるものとする。 給付費・地域支援事業支援納付金の納付に要する費用の額の見込 額から当該費用に係る国等の負担金に相当する額及び法第72条の 4 第 1 項 の 規 定 に よ る 所 得 の 少 な い 者 の 数 に 応 じ て 国 民 健 康 保 険 の財政の状況その他の事情を勘案して算定した額のうち介護納付 金の納付に要する費用に係るものの総額の見込額を控除した額の
 - (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する 費用(神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担 する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号 において同じ。)の額
 - ② 当該年度における次に掲げる額の合算額

範囲内で市長が定めるものとする。

- ア 法第72条の4第1項の規定による繰入金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。) の額
- イ その他横浜市国民健康保険事業費会計において負担する国 民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の 納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第 1項の規定による繰入金を除く。)の額から第22条の規定に

よる介護納付金賦課額の減免の額の総額を控除した額

(介護納付金賦課額)

第16条の8 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、世帯主の 同一世帯 世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及 び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(第2項省略)

3 第 1 項の介護納付金賦課額は、<u>国民健康保険法施行令第 29 条の</u>160,000 円 7 第 4 項第 8 号に規定する額_{を超}えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

- 第17条 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 介護納付金賦課総額の 100 分の60 に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課額の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、同号ただし書に規定する厚生労働省令で定めるところにより補正された後の金額)の当該年度における見込総額で除して得た数
 - ② 被保険者均等割 介護納付金賦課総額の 100 分の40 に相当する額を当該年度 の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額

(第2項及び第3項省略)

(特例対象被保険者等に係る特例)

第17条の2 世帯主の世帯 当該世帯 令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「 特例対象被保険者等」という。)である場合における第15条、第16条の4及び第16条の9の規定の適用については、第15条中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「から同法」とあるのは「から地方税法」とする。

付 則

(第1項及び第2項省略)

(協議会の委員の定数の経過措置)

- 3 第2条の規定にかかわらず、当分の間、協議会の委員の定数は 、同条各号に定めるもののほか、法附則第10条第3項に規定する 被用者保険等保険者を代表する委員にあっては、2人とする。 (基礎賦課総額の特例)
- 3 当分の間、第13条の規定の適用については、同条中「基礎賦課額(」とあるのは「一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(」と、「第1号同条第1号」とあるのは「付則第3項の規定により読み替えられた第1号」と、「第2号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた第2号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた第2号」と、同条第1号ア中「療養の給付に要する」と、同号イ中「神奈川同条第2号ににおける「高齢者医療確保法第36条第1項における」とあるのは「神奈川県が行う国民健康保険の一般被保険者における「高齢者医療確保法第36条第1項における」とあるのは「における高齢者医療確保法第36条第1項のはるものに限り、神奈川県」と、同号エ中「次号ウ」とあるのは所期高齢者納付金の額に法附則第7条第1項第2号に規定する退

職被保険者等所属割合を乗じて得た額の見込額を控除した」と、 あるのは「額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の 同条第3号中「前2号」とあるのは「付則第4項の規定により読 額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並び み替えられた前2号」 に入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療 養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高 額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに神奈川県が行う 国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の 納付に要する費用(神奈川県の国民健康保険に関する特別会計に おいて負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要す る費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健 康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)」と、同 条第2号イ中「法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等 |交付金||とあるのは「国民健康保険保険給付費等交付金(法第75 条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。以下同 じ。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法第70条 第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。 <u>)に係るものを除く。)」と、同号ウ中「第72条の3第1項」と</u> あるのは「附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72 条の3第1項」と、「繰入金」とあるのは「繰入金及び国民健康 保険保険給付費等交付金 (退職被保険者等の療養の給付等に要す る費用に係るものに限る。)」とする。

「付則第3項の規定により読み替えられた次号ウ」と、「額」と

(基礎賦課額の特例)

4 当分の間、第14条の規定の適用については、同条第1項中「基礎賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る基礎賦課額」と、「被保険者に」と、同条第2項中「

前項」及び「同項」とあるのは「付則第4項の規定により読み替えられた前項又は付則第6項」と、「基礎賦課額」とあるのは「基礎賦課額」とあるのは「基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、付則第4項の規定により読み替えられた前項の基礎賦課額と付則第6項の基礎賦課額との合算額とする。付則第4項の規定により読み替えられた次項において同じ。)」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第4項の規定により読み替えられた第1項又は付則第5項」と、「第29条の7第2項第9号」とあるのは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同合第29条の7第2項第9号」とあるのは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同合第29条の7第2項第9号又は同令附則第4条第2項第6号」とする

5 当分の間、保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、世帯主の世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(基礎賦課額に係る所得割額の算定の特例)

- 67 当分の間、第15条の規定の適用については、同条中「前条第1項」とあるのは「付則第4項の規定により読み替えられた前条第1項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「次条第1項第1号」とあるのは「付則第9項の規定により読み替えられた次条第1項第1号」とする。
- 7 8 当分の間、付則第5項の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、付則第9項の規定により読み替えられた第16条第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例)

8 9 当分の間、付則第5項 付則第6項の被保険者均等割額は、次項の規定により読み替えられた第16条第1項第2号の規定により算定した額と同額とする。

(基礎賦課額の保険料率の特例)

- 9 当分の間、第16条の規定の適用については、同条第1項第1号中 「保険料」とあるのは「一般被保険者に係る保険料」と、「第29条の7第2項第4号ただし書」とあるのは「附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第2項第4号ただし書」と、「同号ただし書」とあるのは「同令附則第4条第1項の規定により読み替えられた同令第29条の7第2項第4号ただし書」と、同項第2号中 「保険料」とあるのは「一般被保険者に係る保険料」と、同条第2項中「前項」とあるのは「付則第10項の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第10項の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則前第9項の規定により読み替えられた第1項」とする。
 - (後期高齢者支援金等賦課総額の特例)
- 10 当分の間、第16条の2の規定の適用については、同条中「後期高齢者支援金等賦課額(」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(」と、「第1号」とあるのは「付則第10項の規定により読み替えられた第1号」と、「第2号」とあるのは「「「におけて、「第2号」との額に法は「同項の規定により読み替えられた第2号」と、同条第1号中附則第7条第1項第2号に規定する退職被保険者等所属割合を乗びて得た額の見込額を控除した」であって、神奈川県が行う国民健康保で、1部分」とあるのは「部分であって、神奈川県が行う国民健康保で、1部分」とあるのは「部分であって、神奈川県が行う国民健康保で、1の一般被保険者に係るもの」と、「次号」とあるのは「付則第10項の規定により読み替えられた次号」と、同条第2号イ中「第10項の規定により読み替えられた次号」と、同条第2号イ中「第10項の規定により読み替えられた次号」と、同条第2号イ中「第10項の規定により読み替えられた次号」と、同条第2号イ中「第10項の規定により読み替えられた次号」と、同条第2号イ中「第10項の規定により読み替えられた次号」と、同条第2号イ中「第10項の規定により読み替えられた次号」と、同条第2号イ中「第10項の規定により読

み替えられた法第72条の3第1項」とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の特例)

- 11 12 当分の間、第16条の3の規定の適用については、同条第1項中 「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額」と、「被保険者に」とあるのは「一般被保険者に」と、同条第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「一般被保険者に」と、同条第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「付則第13項」と、「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額との問同一世帯で、同一世帯であ場合には、付則第12項の規定により読み替えられた前項の後期第13項の後期第13項の規定により読み替えられた次項において同じ。)」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第12項の規定により読み替えられた次項において同じ。)」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第11項の規定により読み替えられた第1項又は付則第13項項付則第11項の規定により読み替えられた第1項又は付則第13項項付則第11項の規定により読み替えられた第1項又は付則第13項項とするの規定により読み替えられた同令第29条の7第3項第8号又は同令附則第4条第3項第6号」とする。
- 12 当分の間、保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主の世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額に係る所得割額の算定の特例)

13 14 当分の間、第16条の4の規定の適用については、同条中「前条 第1項」とあるのは「付則第11項の規定により読み替えられた前 付則第12項 条第1項」と、「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「 第16条の6第1項第1号」とあるのは「<u>付則第16項</u>の規定により 付則第17項 読み替えられた第16条の6第1項第1号」とする。

14 当分の間、付則第12項の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、付則第16項付則第17項の規定により読み替えられた第16条の6第1項第1号に規定する所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額の算定の特例)

15 16 当分の間、付則第12項 付則第13項の被保険者均等割額は、次項の規定により読み替えられた第16条の6第1項第2号の規定により算定した 額と同額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率の特例)

総額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額」と、「被保険者の」とあるのは「一般被保険者の」と、同総額」と、 条第2項中「前項」とあるのは「付則第16項の規定により読み替えられた前項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「付則第 <u>16 項</u>の規定により読み替えられた第 1 項」とする。

(平成25年度以後の各年度における 特例対象被保険者等に係る所得割額の算定の特例)

17 当分の間、世帯主の世帯 に属する被保険者が特別な25年度以後の各年度における当該世帯第6項の規定により意み替えて適用される第15条、付則第13項の規定により読み替えて適用される第16条の4、第16条の9、付則第8項及び付則第第14項の規定の適用については、第17条の2の規定にかかわらず、付別第7項の規定により読み替えて適用される第15条中「規定にかかわらず、付別第7項の規定により読み替えて適用される第15条中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法 (昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「から同法」とあるのは「から地方税法」とする。

(平成25年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

平成25年度の保険料の算定に当たり、次の各号に掲げる被保険者の保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定する場合には、付則第7項の規定により読み替えて適用される第16条の4、第16条の9、付則第8項及び付則第15項(以下この項及び次項において「これらの規定」という。)に規定する基礎控除後の総所得金額等については、当該各号に掲げる金額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から控除した額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。

- (1) 当該年度の市町村民税又は特別区民税(地方税法第 292 条第
 1 項第 6 号に規定する退職手当等に係る所得割を除く。)が課されない被保険者(当該市町村民税及び特別区民税の賦課期日において本市に住所を有しない被保険者で合計所得金額(賦課期日の属する年の前年の同項第13号の合計所得金額をいう。以下同じ。)が横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)第23条の規定により算定される金額以下であるもの及び市町村又は特別区の条例で定めるところにより当該市町村民税又は特別区民税が免除された被保険者を含む。) 賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等の 100 分の70に相当する金額
- ② 前号に該当しない被保険者であって、その者の賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等が課税標準額(賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第 314 条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同項各号及び同条第2項の規定による控除をした後の金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額)をいう。以下この項及び付則第21項において同じ。)の100分の180の金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の100分の180の金額を控除した額の100分の70に相当する金額

²⁰ 平成25年度の保険料の算定に当たり、当該世帯に属する被保険

者が特例対象被保険者等であって、その合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得(以下この項において「給与所得」という。)が含まれているもののうち次の各号に該当するものの保険料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定する場合には、これらの規定(付則第18項の規定により読み替えて適用される場合に限る。)に規定する基礎控除後の総所得金額等(以下この項において「特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等」という。)については、当該各号に掲げる金額を特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等から控除した額を特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等とみなす。

- (1) 当該者の合計所得金額に含まれている給与所得の金額を所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額として計算した合計所得金額に相当する額(以下「合計所得金額相当額」という。)が横浜市市税条例第23条の規定により算定される金額以下である者及び市町村又は特別区の条例で定めるところにより市町村民税又は特別区民税が免除された者 賦課期日の属する年の前年の所得に係る特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等の100分の70に相当する金額
- (2) 前号に該当しない被保険者であって、特例対象被保険者等に 係る基礎控除後の総所得金額等が課税標準額(賦課期日の属す る年の前年の所得に係る地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定す る総所得金額(給与所得については、当該給与所得の金額を同 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の30に相当する

金額によるものとする。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から地方税法第 314 条の2 第 1 項各号及び同条第 2 項の規定による控除をした後の金額 (当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てた額)をいう。以下この号において同じ。)の 100 分の 180 の金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係る特例対象被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の 100 分の 180 の金額を控除した額の 100 分の 70 に相当する金額

- | 平成25年度の保険料の算定に当たり、次の各号に掲げる被保険 | 者の所得割額の保険料率の算定に係る基礎控除後の総所得金額等を算定する場合には、付則第10項の規定により読み替えて適用される第16条第1項第1号、付則第17項の規定により読み替えて適用される第16条の6第1項第1号及び第17条第1項第1号(以下この項において「これらの規定」という。)に規定する基礎控除後の総所得金額等については、当該各号に掲げる金額をこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等とみなす。
 - (1) 当該年度の市町村民税又は特別区民税(地方税法第 292 条第 1項第6号に規定する退職手当等に係る所得割を除く。)が課 されない被保険者(当該市町村民税及び特別区民税の賦課期日 において本市に住所を有しない被保険者で合計所得金額が横浜 市市税条例第23条の規定により算定される金額以下であるもの 及び市町村又は特別区の条例で定めるところにより当該市町村

民税又は特別区民税が免除された被保険者を含む。) 賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等の 100 分の70 に相当する金額

(2) 前号に該当しない被保険者であって、その者の賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等が課税標準額の 100 分の 180 の金額を超えるもの 賦課期日の属する年の前年の所得に係るこれらの規定に規定する基礎控除後の総所得金額等から課税標準額の 100 分の18 0 の金額を控除した額の 100 分の70に相当する金額

(平成26年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

- | 22 | 付則第19項及び付則第20項の規定は、平成26年度における保険 | 料の所得割額の算定に係る基礎控除後の総所得金額等の算定について準用する。この場合において、付則第19項及び付則第20項中 | 「100 分の70」とあるのは、「100 分の40」と読み替えるものと | する。
- 23 付則第21項の規定は、平成26年度における所得割額の保険料率
 の算定に係る基礎控除後の総所得金額等の算定について準用する
 。この場合において、同項中「100分の70」とあるのは、「100分の40」と読み替えるものとする。
 (延滞金の割合の特例)
- 18 (本文省略)